

伊丹市都市景観条例の一部を改正する条例の制定について

伊丹市都市景観条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和 8 年 9 月 2 日 提出

伊丹市長 中 田 慎 也

理 由

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 23 号）による景観法（平成 1 6 年法律第 1 1 0 号）の一部改正に伴うほか、所要の規定整備を行うため。

伊丹市都市景観条例の一部を改正する条例（令和８年伊丹市条例第　　号）

伊丹市都市景観条例（平成１８年伊丹市条例第４１号）の一部を次のように改正する。

第１７条第１項中「第１６条第７項第１１号」を「第１６条第８項１２号」に改め、同項第３号中「第２条第１項第１０号」を「第２条第１項１７号」に改め、「又は同項第１２号に掲げる卸供給事業者」を削り、同条第２項中「第１６条第７項第１１号」を「第１６条第８項第１２号」に改める。

第１９条の４中「第１６条第７項」を「第１６条第８項」に改める。

付　則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和８年法律第２３号）の施行の日から施行する。ただし、第１７条第１項第３号の改正規定は、公布の日から施行する。